

東かがわ市産後ケア事業の ご案内



出産後間もない時期は、お母さんの体力が回復しないままに、赤ちゃんのお世話が始まり、こころやからだ
が不安定になることがあります。

このような時期に、お母さんやご家族が自信とゆとりをもって赤ちゃんとの生活が送れるよう、助産所や病
院で赤ちゃんのお世話や授乳について教わることができます。

利用できる方

東かがわ市に住所があり、**出産後1年未満**のお母さんとお子さんで、

- ★ 産後の体調不良や身体的機能の回復に不安があり、保健指導を必要とする方
 - ★ 育児不安が強く、保健指導を必要とする方
 - ★ その他、産後の経過に応じた休養や栄養管理など、日常の生活面について保健指導を必要とする方
 - ★ ご家族などから十分な家事、育児等の援助が受けられない方
- ※ 養親・里親・父親の利用もできます。利用を希望される場合は、事前に市こども家庭課までご相談ください。



ケアの内容

施設利用中は、お母さんとお子さんの体調に合わせて、下記のサービス等を受けることができます。

- ★ お母さんへのケア（母体の健康状態のチェック、乳房チェック、休息の確保 等）
- ★ お子さんへのケア（乳児の健康状態のチェック、体重・栄養などの発育チェック 等）
- ★ 育児相談、授乳相談や指導、沐浴指導、お子さんへの関わり方の相談 等



※赤ちゃんの託児を行う事業ではありません。産後ケア利用時に赤ちゃんを預けて外出する等はできません。

ケアの種類と自己負担額

サービスの種別	利用者負担		利用 日数	食事
	課税世帯	※1 ※2 非課税世帯		
通所（デイサービス）型	無料	無料	7日まで	1日1食
短期入所（ショートステイ）型	減免後料金：2,000円/日	無料	7日まで	1日3食 ※3

- ※1 生活保護世帯の利用者負担は、免除されます。
- ※2 利用者負担額は、利用者が直接助産所や病院へお支払いください。
- ※3 入所日および退所日は利用時間に応じた食事回数になりますが、その場合も自己負担額は変わりません。
- ※4 多胎児の利用の場合も、自己負担額は変わりません
- ※5 居宅訪問（アウトリーチ）型をご希望の場合は、子ども家庭課保健師にご相談ください。



★ 利用できる助産所・病院



助産所・病院	住所・連絡先	通所(テイサービス)型	短期入所(ショートステイ)型
①さぬき市民病院	さぬき市寒川町石田東甲 387-1 TEL 0879-43-2521 (代表)	○	○
②香川大学 医学部附属病院	木田郡三木町池戸 1750-1 TEL 087-898-5111 (代表)	—	○ ※香川大学医学部附属病院で出産直後から 継続して利用する場合のみ
③香川県立中央病院	高松市朝日町 1 丁目 2-1 TEL 087-811-3333 (代表)	—	○ ※香川県立中央病院で出産直後から継続し て利用する場合のみ
④高松市立みんな の病院	高松市仏生山町甲 847-1 TEL 087-813-7171	—	○ ※高松市立みんなの病院で出産直後から継 続して利用する場合のみ
⑤屋島総合病院	高松市屋島西町 2105-17 TEL 080-2996-2178	○	—
⑥サンフラワーマタニ ティクリニック	高松市太田下町 3017-3 TEL 087-868-4103	○	○
⑦西岡病院	高松市寺井町 1385-10 TEL 087-802-8838	○	—
⑧ぼっこ助産院	高松市春日町 1176 TEL 087-844-4103	○	○
⑨ ^{さいの} ki: no助産院 3035 noie	高松市伏石町 2007-13 TEL 080-5229-3035	○	—
⑩助産院 ^{ゆずりは} 樫	高松市林町 778-7 TEL 080-5828-0058	○	○
⑪はる助産院	高松市小村町 246-7 TEL 090-4086-0602	○	—
⑫もものはな助産院	高松市鬼無町鬼無 226-11 TEL 070-9041-1771	○	—

※上記以外にも利用可能な施設はあります。市ホームページをご確認ください。

★ 助産所や病院での1日の過ごし方(例)

* 通所(テイサービス)型の例 *

10:00 — 12:00 — 15:00

来院 昼食 帰宅
オリエンテーション・休憩・育児相談等



* 産後ケアに関する市ホームページはこちらの二次元コードからご覧ください

利用については事前に申請手続きが必要です。

【申請に必要なもの】 利用申請書 母子健康手帳 ※電子申請の方は右記から→

【申請先】 東かがわ市 こども家庭課 母子保健グループ

【ご利用の際の持ち物】 産後ケア事業利用承認通知書、産後ケア事業利用票、母子健康手帳

※その他、各施設によって異なりますので、詳細は各施設へお問い合わせください。

● 県外の施設での利用を希望される方は、必ず事前に市こども家庭課へお問い合わせください。

● 施設利用のために公共交通機関(タクシーを含む)や自家用車を利用された方は市産後ケア交通費助成事業の助成対象となりますので、申請してください。

【問い合わせ先】 東かがわ市 こども家庭課 母子保健グループ TEL: 0879-26-1229

(R8.4月現在)

